

《 幡豆小学校 緊急時対応リーフレット 》

登校前 ◆ 暴風警報 (暴風雪警報も同じ) 発令地域 西尾市

	基準となる時間等	対応等
1	午前6時以前に解除された ⇨	平常どおり8時15分より授業を開始
2	午前6時に解除されていない ⇨	臨時休業 (登校しない)

※1の場合でも、通学路等で通行に危険がある場合は無理せず、登校を見合わせてください。

登校後

	基準	対応等
3	警報が発表された	すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。 緊急下校または学校待機を判断し、保護者に連絡する。

※警報が発表されると、児童クラブや事業所も閉鎖となります。

登校前 ◆ 特別警報 発令地域 西尾市

	基準となる時間等	対応等
4	午前6時以前に解除された ⇨	すぐーる等で連絡があるまで、登校しない。
5	午前6時に解除されていない ⇨	臨時休業 (登校しない)

登校後

	基準	対応等
6	警報が発表された	すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。 ※保護者に児童引き取りの依頼をする。

台風等の異常気象時における安全確保について 令和5年11月7日

校区内

警戒レベル4以上 臨時休校 (暴風警報、特別警報時の対応と同じ)

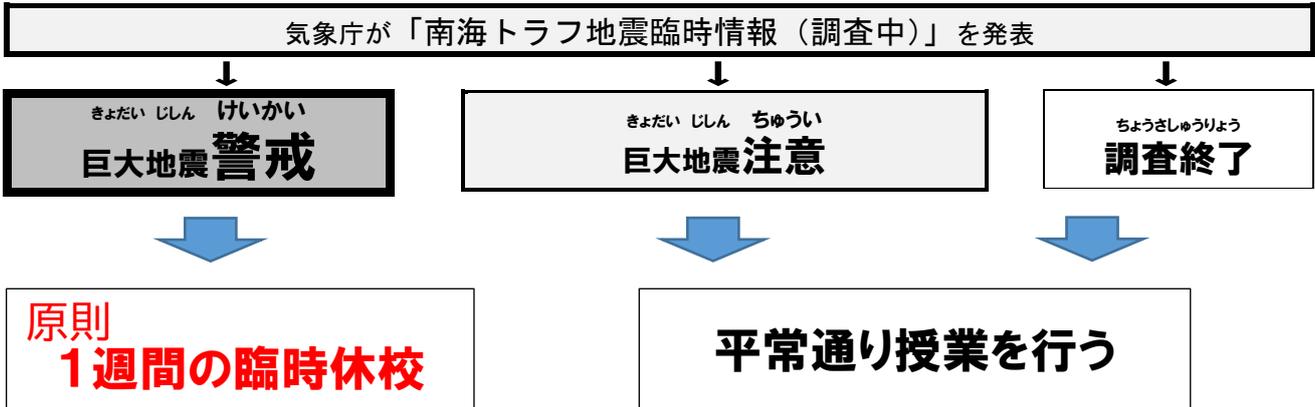
警戒レベル3以下 平常登校、平常授業

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させようと判断できるまでは、登下校させない。

登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、すぐーる等で連絡する。

なん かい じしん りんじ じょうほう きょだいじしんけいかい はっぴょう
◆「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表

発令地域 **西尾市**



	基準となる児童の状況	対応等
7	ざいたくちゅう 在宅中(家にいる) ⇨	すぐーる等で1週間の臨時休校の連絡があった場合、登校しない
8	登校開始後～ 在校中(学校にいる)	すぐーる等で保護者に児童引き取りを連絡する。 ☆保護者との連絡が取れない場合、学校で待機する。 ☆気象予報や周辺状況に応じて、保護者に児童引き取りの依頼をする場合がある。
9	下校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。

おお じしん しんど じゃく いじょう はっせい
◆大地震(震度5弱以上)発生

発令地域 **西尾市**

	基準となる児童の状況	対応等
10	ざいたくちゅう 在宅中(家にいる) ⇨	りんじきゅうぎょう とうこう とう れんらく とうこう 臨時休業(登校しない) すぐーる等で連絡があるまで、登校しない。
11	とうこうちゅう 登校中	きたく がっこう い じょうきょうはんたん こうどう 帰宅するのか、学校へ行くのかなど、状況判断して行動する。
12	在校中(学校にいる)	全校児童は運動場等へ避難する。 保護者の迎えを待つ。※保護者に児童引き取りの依頼をする。
13	下校中	帰宅するのか、学校へ戻るかなど、状況判断して行動する。

※震度4以下の地震の場合、学校は臨時休業とはなりません。

ただし、通学路等で通行に危険がある場合、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。

※震度4以下の地震の場合でも、大きな被害があった場合は、臨時休業となる場合があります。

おお つなみ けいほう つなみ けいほう いせ わん みかわ わん
登校前 ◆ 大津波警報・津波警報 発令地域 **伊勢湾・三河湾**

	基準となる時間等	対 応 等
14	午前6時以前に解除され、被害なし ⇨	平常どおり8時15分より授業を開始
15	午前6時以前に解除され、被害あり ➡	すぐーる等で連絡があるまで、登校しない。
16	午前6時に解除されていない ➡	臨時休業 (登校しない)

登校後

	基 準	対 応 等
17	警報が発表された	すぐに授業を中止し、児童の生命および安全を確保する。 (児童は学校にとどめる。 ⇨ 安全が確認された後、保護者による引き取り等)

※警報等が解除され、授業等が再開される場合でも、通学路等で通行に危険がある場合、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。
 ※大きな被害があった場合は、教育委員会または学校からの連絡があるまで臨時休業となります。
 ※津波「注意報」発表の場合は、平常通り授業を行います。

ふしんしゃしんにゅう はいかいとう じあん はっせい ほんこう ほんこうしゅうへん
不審者侵入・徘徊等の事案が発生 関係地域 **本校および本校周辺**

	基準となる児童の状況等	対 応 等
18	登校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保する。 児童に登校させた場合は、学校に待機させ、事案の解決まで安全を確保するとともに、不審者による危害を防ぐ。
19	在校中 (学校にいる)	直ちに校舎を施錠し、校舎外に出ないように指示する。(徘徊) 児童を安全な場所(教室、外庭など状況判断)に担任が誘導する。 (不審者) 事案の解決まで児童の安全を確保し、不審者による危害を防ぐ。
20	児童の下校に心配がある場合	※教職員が通学班に付き添い、下校させる。 または、児童は学校にとどまり、保護者の迎えを待つ。 ※保護者に児童引き取りの依頼をする。
21	下校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させようと判断できるまでは、登下校させない。
 登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、すぐーる等で連絡する。

しゅっせきていし
《 出席停止について》

学校保健安全法第19条に基づく基準により、他の児童生徒に感染するおそれのある間は出席停止となり、登校できないことになっています。

- 出席停止の期間中は欠席扱いになりません。
- 医師の診断を受けたときは必ず学校へご連絡ください。
- 登校許可書はいりません。
- 感染症により出席停止の期間が決められていますが、医師等（保健所を含む）の許可が出た場合は、登校してかまいません。

○主な感染症と出席停止期間

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症してから5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
百日咳	咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺がはれあがってから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなってから2日を経過するまで
感染性胃腸炎	おう吐、下痢が治まるまで
その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

一人で悩まないで 相談しましょう！

○いじめ不登校電話相談窓口（月～金 9:00～16:00） TEL 052-961-0900

○いのちの電話 （1年を通して毎日24時間） TEL 052-931-4343

秘密は守られます 安心して電話してください！！

学校にも相談窓口があります。

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本人だけでなく、ご家族の方も相談できます。

※相談の日時は学校にお問い合わせください。

教育委員会や適応指導教室（あゆみ学級）等でも相談に応じています。

※詳しくは、教育委員会にお尋ねください。